

令和4年度事業計画書

令和4年度においては、定款に基づき、事業の効率的な執行及び事業相互間の連携に努めながら、事業効果の最大化を目指し、引き続き、以下の4つの事業を実施する。

特に新型コロナ下においても、事業継続が求められる公共工事等の情報インフラとしての当財団の役割を踏まえ、行政手続きのデジタル化等の要請にも対応しつつ、円滑な事業実施に努めるものとする。

1 調査研究事業

当センターは、良質な社会資本整備の前提条件である建設技術者の確保・育成に寄与することを目的に、建設技術者及び建設工事の施工管理に関する調査研究を行っている。

令和4年度も令和3年度に引き続き「生産性向上、働き方改革に向けた地域建設業の取り組み」について調査研究を行う。令和4年度においては、働き方改革を主テーマとし、「週休二日制」を積極的に推進している地方自治体及び地方の建設会社の事例について、その関係者へのヒアリングを行い、「働き方改革」「生産性革命」「i-Construction」の更なる推進につながる調査研究に取り組む。

2 建設技術者等情報提供事業

建設工事において最も重要な役割を担う建設技術者に対して、引き続き、技術力及び知識の向上につながる情報等を、インターネットサイト「コンコム」及び「技術力向上セミナー」を通じて提供する。

令和4年度においては、本サイト内のすべてのコンテンツが誰でも閲覧・利用できるよう会員登録制を廃止し、完全オープン化とするとともに、以下の措置を講ずる。

- (1) インターネットサイト「コンコム」の充実と利用の促進

① コンテンツ内容の充実と新規コンテンツの開設

既存のコンテンツ内容を充実するとともに、新たなユーザーを確保すべく新規コンテンツを開設し、年度の早期に掲載を開始する。

② 完全オープン化後のサイト利用者(アクセス件数)の増加に向けたPR強化

イ 監理技術者68万人へのPR強化

監理技術者資格者証保有者への「インフォメーションサービス」(後記3(3))と連携し、コンコムへのアクセスを促進する。

ロ 地方の建設技術者へのPR強化

- ・ 全国の建設業協会等を通じて、加盟建設会社の技術者に対するPRを実施する。
- ・ 東北、近畿(又は中部)で開催される建設技術展へ出展し、建設技術者への直接的なPRを展開する。

(2) 「建設技術者のための技術力向上セミナー」の実施

情報入手の機会の少ない地方の建設技術者に対して、引き続き、「建設技術者のための技術力向上セミナー」を実施する。令和4年度は、社会情勢の変化に対応しつつ、2会場で実施する。

3 監理技術者資格者証交付事業

建設業法に定められた指定資格者証交付機関として、引き続き、監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付及びその有効期間の更新の事務を実施することとし、今後の生産年齢人口の減少等の社会経済情勢の下での持続可能な事業の推進に留意しつつ、令和4年度においては、特に以下の措置を講ずる。

(1) 電子申請の推進と申請者の利便性の向上

電子申請の推進は、申請者の利便性の向上や行政手続きのデジタル化の観点に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも有効であり、令和3年度に行った実務経験による申請の電子化や添付書類の原本での提

出の廃止等の実施状況も踏まえ、電子申請の一層の推進と業務の効率化を図る。

(2) 次期交付システムの更改に向けた対応

令和5年度に運用開始する次期交付システムの更改に向けて、システム設計・開発業務受託者と連携し、次期システムの基盤の最適化等を図るとともに、セキュリティ対策を強化するほか、利便性の向上に向けた機能を追加するなどの措置を講じることとし、システム設計・開発が円滑かつ適切に実施できるよう進捗管理を図る。

(3) 「インフォメーションサービス」の普及促進

令和3年度から、資格者証保有者にメールで必要な情報をきめ細やかに提供する「インフォメーションサービス」の運用を開始したところであり、本サービスにより、有効期限切れの防止など資格者証の円滑な交付につながるため、更なるPR等を行い、その普及促進を図る。

なお、資格者証保有者に本サービスが浸透するまでに一定の期間を要することから、資格者証の交付事務の平準化を図るため、引き続き、有効期限の6か月前及び2か月前に郵送している更新案内等の発送時期の調整を実施する。

(4) 実務経験の審査に関する事務効率化等

令和3年10月の交付等事務規程の改正に伴う実務経験の審査について、各支部の意見等を踏まえて、実施状況を点検し、事務効率化と支部の負担軽減を継続的に検討する。

4 技術者資格情報等提供事業

公共工事の入札及び契約の適正化を図るため、発注者支援データベース・システム^(注)を通じて公共工事の発注者に対して、引き続き、建設業者の資格審査や施工体制の確認等に必要な技術者資格情報等を提供する。

また、令和4年度においては、更改する次期発注者支援データベース・システムについて、セキュリティレベルを維持した上で、システム全体の調達、保

守・運用に係るトータルコストの更なる縮減を図る整備方針に基づき、新たにクラウドサービスを利用したシステムを整備し、同年度中に本格運用を開始する。

(注) 発注者支援データベース・システムとは、以下の2つのシステムの総称。

① 企業情報等直接提供システム

当センターから、インターネット回線等を使用して独自に検索システムを有している発注機関に対して、必要な情報データを直接提供するためのシステム。

② J C I S 検索システム

当センターから、インターネット回線を使用して独自の検索システムを有しない発注機関に対して、必要な検索結果を提供するためのシステム。